



在韓被爆者支援（韓国出張報告）

2. 6. 22

北東アジア課

而北山本補佐は、6月19－21日まで韓国に出張し、40億円の在韓被爆者支援につき、別添1.の対処方針に基づき、外務部（文偉住東北亜1課長）及び保健社会部（吳大奎^{オデグ}医政局地域医療課長）と事前調整を行ったところ、右結果概要を次の通り報告する（外務部へは、大江書記官、保健社会部へは、民辻書記官同行）。

総括及び当面の措置

（1）総括－韓国側は基本的には我が方の支援の考え方（健康管理センター建設費、機材供与、治療費支援）に異存はないものと見られる。しかし、福祉センターの管理・運営費及び健康管理手当を求めていることは問題、引続きこれらを要求から降ろさせるよう努めることが重要。また、韓国側は細部は全くつまってないので、今後、全体計画、実施計画、韓国側財政措置と併せ、支援の具体的内容を詰めさせる要あり。

（2）当面の措置－以下の措置を至急取ることが求められよう。

○韓国側から入手した^{ハン}在韓被爆者実態等の資料で更にクラリファイすべき点を調査。

○韓国側から入手した40億円の積算内訳に対するコメントを整理して、改めて明確に韓国側に伝達。

○当方考え方、コメントを踏まえた、全体計画、実施体制、韓国側財政措置、40億円の積算を速くとも7月半ばまでに提出するよう（概算要求の関係上）韓国側に徹底。

（3）拠出の回数については、韓国側は一括拠出を強く希望しているが、場合によっては8回までは分割も可能との立場。しかし、現政権（－92年）の下で拠出を完了する方が望ましいと考えられるので、一括または20億円ずつ2回に分けて92年度で完了させることが適当と考えられる。

1. 在韓被爆者支援に関する基本的考え方

（1）当方より、別添2.の在韓被爆者支援に対する当方の取敢えずの考え方（ノンペーパー）を手交し、その内容（健康管理センター建設費、機材供与、治療費等支援の三本柱を当方支援の内容とするもの）を説明。その際次の点を強調。①本ノンペーパーは、この内容をもって外務省として今後大蔵主計局と折衝せんとするものであり、変更の可能性は多分にあり、②当方としていわゆる基金（運用益をもって目的に充てる方式）方式は取りえず、せいぜい拠出金にならざるを得ない、③韓国側において、本ノンペーパーを踏まえて、被爆者対策の全体計画、受け皿（実施体制）を作ると共に、しかるべき財政措置を取ることが不可欠。

- (2) これに対し、外務部、保健社会部とも、取敢えずは特に問題点、異論なし。特に、機材供与が拠出金方式でなされ得る（つまり韓国側で購入しうる）ことにつき、評価の趣。拠出の回数については、出来る限り一括拠出が望ましいが、最悪の場合、三回ぐらいに分けることはやむを得ないとの立場（拠出が長期に亘ると本件の決着が長引き、その間被爆者から新たな要求も出てくる恐れあり）。出来るだけ早期に、取敢えずの全体計画、実施体制、韓国側財政措置、当方支援の積算内訳を提出する旨約した。

2. 韓国側の積算内訳案

- (1) 外務・保健社会部より、40億円の取敢えずの積算内訳（別添3.）を提示。右骨子は、次の通り。

①治療費（今後10年間）	— 6, 660百万ウォン（1, 882百万円）
②福祉センター建立費（ソウル、陝川、釜山、馬山、畿湖、湖南計6ヵ所の新築費及び設計・監理費）	— 4, 406百万ウォン（881百万円）
③治療機材	— 4, 300百万ウォン（860百万円）
④福祉センター管理・運営費	— 2, 280百万ウォン（456百万円）
（注：医者雇用費を含む：最初の5年間のみ）	
⑤健康管理手当（被爆者一世のうち生活困難者約200名に対し、月10万ウォンずつ10年間供与）	— 2, 400百万ウォン（480百万円）
合計	— 20, 046百万ウォン（4, 000百万円）

- (2) 当方の質問に対し、保健社会部より、次の通り補足説明。

- 治療費につき、現在月間一人当たり治療費が5万ウォンとなっているのは、90年1～5月に掛った被爆者治療費補填全額（国民医療保険の被保険者本人掛け金＋保険でカバーされない治療費）の月平均を登録者数で割ったもの。右月5万ウォンが92年以降月1万ウォンとなっているのは、福祉センター完成（92年）以降、被爆者は基本的にセンターで治療を無料で受けられるので、センター以外の場所での治療（それにかかる政府の負担）は大幅に減ると考えられるから。
- 支給期間が10年となっているのは被爆者の平均余命が10年程度と考えられるから。
- センターの建設時期については、91年下旬設計、92年着工、92年中にオープンを考えている。
- 福祉センターの中身につき、被爆者一世のための治療施設（含む入院）、協会事務所、厚生施設等を考えている。
- 医療機材については、当初の日本側の要望により、10億円程度積算したが、出来ればこれを5億円程度に減額したい。
- 健康管理手当につき、被爆者で相当生活が困窮している者でも現在の基準では生活保護を受けられない者がおり、それらの者のためにも本手当が必要。
- 90年下旬に被爆者実態調査（含む生活実態、健康水準のチェック）を実施の予定（結果は同12月）。

(3) 当方より、取敢えず以下の点をコメント。

- 全体的にアバウト過ぎる。財政当局に説明するには一つ一つの数字につきかなり詳細な根拠が求められるので、きちんとした積算にして欲しい。
- 先ずは、全体計画・実施体制をきちんと作成し、その上で、韓国側が負担すべきところを明確にしてから、当方支援の内訳・積算を作るべき。全体のピクチャーの中での位置付けをはっきりさせて欲しい。
- センターの管理・運営費は、原則として受け入れ国が負担することになっており、当方より支援することは極めて困難。(保健社会部は、最初の5年間は予算手当ての目途もないので、支援をお願いしたい、それ以降は韓国政府が責任を持つ旨述べたが、当方より、強く拒否したので、先方は部内で検討してみたい旨述べた。)
- 健康管理手当は、外務部が拒否されたこともあり、当方として今更復活してくれと言われても困る、また、財政当局が極めて否定的なので、無理。特に外務部は責任があるので、保健社会部を説得すべき。(保健社会部は、被爆者が希望している、保社部としては、本手当ては全くいらないと言ったことはない旨述べたが、再度検討を約した。この点、外務と保社部には意見の食い違いがあり。外務部としては、類似案件への波及を懸念して健康管理手当てには反対。)

(4) 結論—当方コメントも踏まえ、韓国側で再度検討、具体的な積算を作成することとなった。

3. 在韓被爆者実態のクラリフィケーション

先般、当方の求めにより韓国側から回答のあった在韓被爆者の実態等につき、当方よりクラリフィケーションを求めたところ、保社部の説明の結果以下の通り。

- 被爆者数推定の根拠—説得力ある根拠は得られず。低く見積もって5000名多くて1万名。実態調査を90年下半期に実施予定。
- 今後韓国政府の被爆者支援予算が増加する見込—当面大幅な増加は期待出来ない由。

取扱注意

在韓被爆者支援
(韓国側との事前調整に係る対処方針)2. 6. 18
外務省

1. 基本方針

今般、韓国側より、当方の求めに対し、在韓被爆者の実態、韓国政府の対策、日本側の支援に対する希望につきとりあえずの考え方を提示（別添）。今次韓国政府との事前調整に当たっては、右考え方を踏まえ、かつ、本件支援に係る平成3年度予算概算要求の内容を早急に固めるべく、①上記在韓被爆者の実態等に関する韓国側の考え方につき不十分な点を更に調査する（概算要求のための資料）と共に、②本件支援に対する当方の取敢えずの考え方を提示し（誤解を避けるため下記2. をノンペーパーとして韓国外務部に手交）、韓国側が今後右考え方に沿って早急に被爆者対策を具体化するよう懇願するものとする。

2. 在韓被爆者支援に対する当方の取敢えずの考え方

（注：当省の取敢えずの案であり、概算要求の過程で変更ありうべし）

- （1）基本原則：①韓国側が行う被爆者対策への支援であること（主体は韓国側）。
 - ②よって、韓国側においてしっかりした全体計画、受け皿を策定。
 - ③支援内容は、医療面での支援である。
 - ④支援の形式は拠出金（4, 200万円と同様の形式）とするよう努力。
 - ⑤韓国側において資金の適正使用に万全を尽くす。
 - ⑥本支援をもって日韓間で在韓被爆者問題が決着するものと了解。
- （2）韓国側の被爆者対策：先ず、韓国側において、被爆者対策に関する全体計画を策定し、実施体制を整備する必要があるが、その際、以下のような内容が全体計画の骨子となることを希望。
 - （イ）目的－在韓被爆者への医療面での対策を抜本的に強化。
 - （ロ）主体－韓国政府の支援、指導の下、大韓赤十字社が責任をもって実施。
 - （ハ）内容－①健康管理センターの設置、運営（国内数箇所）（主な機能は、診療と健康診断。主たる利用者は在韓被爆者一世。）
 - ②同センターへの医療、健康管理機材の設置。
 - ③健康診断、治療の無償化。
- （3）上記対策において韓国側が取るべき措置
 - ①健康管理センターのための土地提供、同センターの管理・運営。
 - ②健康診断、治療の無償化のための財政支出（当方はあくまで一部支援）。
 - ③被爆者対策全体の実施、調整、管理。
- （4）当方支援の内容（総額40億円程度）
 - ①健康管理センター建設費
 - ②医療・健康管理機材の供与
 - ③健康診断・治療費の支援

（上記資金を大韓赤十字社に設けられる特別の口座に拠出、大韓赤十字社において目的通り適正に使用されるよう責任をもって管理。そのため、必要な書簡の交換（大使と韓赤総裁）、政府間の口上書等の交換を行う。）
- （5）なお、総額40億円程度を何回に分けて支出するかは、韓国側対策の概要を踏まえ、今後当方で検討。
- （6）については、上記考え方を踏まえ、韓国側において、以下を早期に作成（取敢えずのもので可能）、当方に提出することを要望。
 - ①在韓被爆者対策に係る全体計画、②実施体制、③韓国側財政措置

（当方支援の積算については、口頭で聴取）

在韓被爆者支援に対する当方の取敢えずの考え方

(注：当省の取敢えずの案であり、概算要求の過程で変更ありうべし)

- (1) 基本原則：①韓国側が行う被爆者対策への支援であること（主体は韓国側）。
②よって、韓国側においてしっかりした全体計画、受け皿を策定。
③支援内容は、医療面での支援である。
④支援の形式は拠出金（4, 200万円と同様の形式）とするよう努力。
⑤韓国側において資金の適正使用に万全を尽くす。
⑥本支援をもって日韓間で在韓被爆者問題が決着するものと了解。
- (2) 韓国側の被爆者対策：先ず、韓国側において、被爆者対策に関する全体計画を策定し、実施体制を整備する必要があるが、その際、以下のような内容が全体計画の骨子となることを希望。
- (イ) 目的－在韓被爆者への医療面での対策を抜本的に強化。
(ロ) 主体－韓国政府の支援、指導の下、大韓赤十字社が責任をもって実施。
(ハ) 内容－①健康管理センターの設置、運営（国内数箇所）（主な機能は、診療と健康診断。主たる利用者は在韓被爆者一世。）
②同センターへの医療、健康管理機材の設置。
③健康診断、治療の無償化。
- (3) 上記対策において韓国側が取るべき措置
①健康管理センターのための土地提供、同センターの管理・運営。
②健康診断、治療の無償化のための財政支出（当方はあくまで一部支援）。
③被爆者対策全体の実施、調整、管理。
- (4) 当方支援の内容（総額40億円程度）
①健康管理センター建設費
②医療・健康管理機材の供与
③健康診断・治療費の支援
（上記資金を大韓赤十字社に設けられる特別の口座に拠出、大韓赤十字社において目的通り適正に使用されるよう責任をもって管理。そのため、必要な書簡の交換（大使と韓赤総裁）、政府間の口上書等の交換を行う。）
- (5) なお、総額40億円程度を何回に分けて支出するかは、韓国側対策の概要を踏まえ、今後当方で検討。
- (6) ついては、上記考え方を踏まえ、韓国側において、以下を早期に作成（取敢えずのもので可能）、当方に提出することを要望。
①在韓被爆者対策に係る全体計画、②実施体制、③韓国側財政措置

제한피폭자지원에 대한 일본측의 잠정안

(주 : 외무성의 잠정안이며 예산개산요구의 과정에서 변경이 있을 수도 있음)

1. 기본원칙 : (1) 한국측이 시행하는 피폭자대책에 대한 지원임. (주체는 한국측)
(2) 따라서 한국측에 있어서 확실한 전체계획, 수용체제를 마련.
(3) 지원내용은 의료면에서의 지원임.
(4) 지원형식은 거출금(4,200만엔과 같은 형식)으로 하도록 노력.
(5) 한국측에서 자금의 적정사용에 만전을 기함.
(6) 본지원으로서 일한간에 제한피폭자문제가 종결되는 것으로 양해.
2. 한국측의 피폭자대책 : 우선, 한국측에서 피폭자대책에 관한 전체계획을 책정하고, 실시체제를 정비할 필요가 있는 바, 그때 아래와 같은 내용이 전체계획의 골자가 되기를 희망.
(가) 목적-제한피폭자에 대한 의료면에서의 대책을 발본적으로 강화.
(나) 주체-한국정부의 지원, 지도하에 대한적십자사가 책임을 지고 실시.
(다) 내용-(1) 건강관리센타의 설치, 운영 (국내수개소) (주된 기능은 진료와 건강진단. 주된 이용자는 제한피폭자1세)
(2) 동센타에 의료, 건강관리기재의 설치.
(3) 건강진단, 치료의 무상화.
3. 상기 대책에 있어서 한국측이 취해야 할 조치
(1) 건강관리센타를 위한 토지제공, 동센타의 관리, 운영.
(2) 건강진단, 치료의 무상화를 위한 제정지출 (당측은 어디까지나 일부지원)
(3) 피폭자대책 전체의 실시, 조정, 관리.
4. 일본측 지원의 내용 (총액 40억엔정도)
(1) 건강관리센타건설비
(2) 의료, 건강관리기재의 제공

(3) 건강진단, 치료비의 지원

(상기 자금을 대한적십자사에 설치되는 특별구좌에 거출, 대한적십자사가 목적대로 적정히 사용되도록 책임을 지고 관리. 그러기 위해서, 필요한 서신 교환 (대사와 한국적십자사총재), 정부간의 구상서등의 교환을 행함.)

5. 또한, 총액 40억엔정도를 몇회에 나누어 지출하는가는 한국측 대책의 개요에 입각하여 금후, 일본측에서 검토.

6. 그러므로, 상기의 안에 입각하여 한국측이 이하를 조기에 작성 (잠정안으로 가능), 일본측에 제출할 것을 요망.

(1) 재한피폭자대책에 관계되는 전체계획

(2) 실시체제

(3) 한국측 제정조치

原爆支援基金使用計画（案）

（第一案）

単位：1000ウォン

区分	算出内訳	
総計	20,046,400	
○患者治療費	6,660,000	治療対象者：2,100名（90：現在 '92：5000名と予想） 月間1人当治療費（現在平均治療費50） （92年以降：10と予想） '91年以降：2,100名×50×12ヶ月=1,260,000 '92年以降：5,000名×10×12ヶ月×9年=5,400,000 <u>小計：6,660,000</u>
○福祉センター 建立費	4,406,400	建物新築費 ○ソウル本部地域（50室） 1,000坪×1,800=1,800,000 ○陝川支部（30室） 600坪×1,800=1,080,000 ○その他地域（釜山、馬山、畿湖、湖南）各10室 200坪×1,800×4ヶ所=1,440,000 設計費、管理費：総工事費（4,320,000）の2%=86,400 <u>小計4,406,400</u>
○治療機材	4,300,000	○ソウル地域：1,300,000 ○陝川地域：1,000,000 ○その他地域（4ヶ所） 50,000×4ヶ所=2,000,000 <u>小計4,300,000</u>
○管理・運営費 （福祉センター及 び分所）	2,280,000	施設設備維持費及びその他運営費 ○ソウル支部15,000×12ヶ月×5年=900,000 ○陝川地域 10,000×12ヶ月×5年=600,000 ○その他地域13,000×12ヶ月×5年=780,000 <u>小計2,280,000</u>
○健康管理手当	2,400,000	○支給対象者：1世のうち生活困難者選定（約200名） ○支給金額：月10000 ○支給時期：'92より10年間実施 ○支給予想額：200（名）×100×12ヶ月×10年 =2,400,000 <u>小計：2,400,000</u>

3か年確保方案

(第二案)

単位:1000ウォン

区分 計	算出内訳		
	'91	'92	'93
20,046,400	5,666,400	5,596,000	8,784,000
○患者治療費	2,100名×0.05× 12ヶ月×1年=1,260	5,000名×10×12ヶ月 =600	5,000名×10×12ヶ月 ×8年=4,800
○福祉センター -建物新築費 -建立費	ソウル地域:1,800 川地域:1,080 その他地域:1,440 設計管理費:86.4 計:4,406.4		
○機材購入		ソウル地域:1,300 陝川地域:1,000 その他地域:2,000 計:4,300	
○管理運営費		施設設備維持費及び その他運営費 ソウルセンター:180 陝川分所:120 その他(4分所)分所:156 小計:456	施設設備維持費及び その他運営費 456×4年=1,824
○健康管理手当		200名×100×12ヶ月 =240	240×9年=2,160

取扱注意

在 韓 原 爆 被 害 者 現 況

1. 在韓被爆者の実態

1-(1) 在韓被爆者の数

イ. 在韓被害者推定数

(単位：名)

地名	被害者数	死亡者数	生存者数	帰国者数	僑胞残留	備考
計	70,000	40,000	30,000	23,000	7,000	
広島	50,000	30,000	20,000	15,000	5,000	
長崎	20,000	10,000	10,000	8,000	2,000	

ロ. 現在生存している原爆被害者数

(単位：名)

'74協会調査	78保社部調査	'82協会登録	'90協会登録	
			1月	5月
9,362	2,498	3,957	1,735	2,073

- 推定生存被害者はもっと多くあると思われるが、協会登録数は
2,073 名程度であり、政府は10,000名前後と推定している。

1-(2) 政府の被爆者認定登録制度

○登録審査委員会構成

- － 委員長 大韓赤十字社保健部長 呉ビョンジク
- 委員 保健社会部地域医療課事務官 黄グムボク
- 委員 韓国原爆被害者協会会長 申ヨンス
- 委員 〃 副会長 徐ソクウ
- 委員 ソウル赤十字病院医療副院長 宋チャンソプ

－被爆者認定登録制度

大韓赤十字社傘下登録審査委員会で被爆者であるとのことを認める保証人2名と申請書を参考に客観的審査を経て会員として登録。

1-(3) 在韓被爆者の構成

○居住地分布

(単位：名)

計	ソウル 地 域	畿 湖 支 部	慶 北 支 部	釜 山 支 部	陝 川 支 部	慶 南 支 部
2, 0 7 3	3 7 1	1 6 7	3 1 0	3 4 8	6 1 3	2 6 4

○被爆当時住居地別分布

88年分析資料によれば

－広島：92%

－長崎：8%でほとんどが広島居住者である。

○ 年令別分布（ ' 8 8 年分析資料）

－ 4 0 代 2 2 %

－ 5 0 代 2 8 %

－ 6 0 代 4 0 %

－ 7 0 代以上 1 0 % で平均年令が 6 5 才前後である。

○ 性別分布は追って通報する。

1-(4) （援護措置を必要とする在韓被爆者の数）

追って通報する。

2. 韓国政府の在韓被爆者援護施策

2-(1) 法的根拠なし。

2-(2) 政府による原爆被害者対策の沿革

○ 原爆診療所設置運営

－ 設置の根拠：陝川郡条例第 2 7 7 号（ ' 7 4 . 1 0 . 6 ）

－ 位置：慶南陝川郡陝川邑陝川洞 7 0 5

－ 規模：埜地 1 5 0 坪、延建坪（ 2 階）

○ 8 7 . 1 国内病院診療事業開始

－ 大韓赤十字社傘下病院委託診療実施

－ 政府支援金毎年 9 4 0 0 万ウォン

○ 渡日治療（ 8 1 - 8 6 年）別途に施行

2-(3) 被爆者のうち、生活保護対象者支援現況

○ 生活保護対象者数： 3 3 名

○ 策定基準

－ 6 5 才以上の老弱者

－ 廃疾または心身障害者で労働力がない者

○人当支援内訳

- －米：1日 456g
- －麦：1日 114g
- －おかず他（副食代）：1日 500ウオン
- －燃料費：1日 50ウオン
- －葬儀費：130,000ウオン
- －教育補助：全額無料

2-(4) 原爆被害者政府支援予算額

- 原爆診療所支援：毎年36百万ウオン（83年から）
- 大韓赤十字社病院委託診療：毎年94百万ウオン（87年から）
- 韓国原爆被害者協会運営費支援：毎年3.5百万ウオン（87年から）

2-(5) 医療費補助内訳

- '89.10から被爆者に対しては全額無料治療中
- 対象者数：原爆協会登録会員
- 予算総額：政府予算、日本支援金（'89：4200万円）

2-(6) 指定診療機関の具体的用途

- 赤十字傘下病院の4個診療機関拡大（嶺南大学病院、釜山ポフン病院、馬山高麗病院、慶熙医療院）
 - －被爆者の健康検診及び診療結果、病状等を綿密に分析。被爆による後遺症、疾病如何を研究検討
 - －診療費本人負担金支払いは事後政府支援金から支払うよう措置

2-(7) 支援金 4, 200 万円の位置

- 無料治療のために診療費本人負担額中 1/2 を政府、1/2 を支援金から支援しており、非給与部分である CT 撮影、超音波検査等特殊検診費も支援金から支援

○ 支援金使用実績（'90. 5 月現在）

（単位：千ウォン）

区分	合 計		診 療		健康検診		備考
	受診数	使用額	診療数	診療額	検診数	検診額	
計	4,160	105,340	2,902	90,486	1,258	14,852	

2-(8) 今後の対策

- 日本政府支援基金の合理的運営のための委員会構成
（原爆協会、赤十字社、社会著名人、関係公務員等）
- 被爆者のための関係法制定等も検討することも出来る。

3. 日本政府支援

3-(1) 具体的内容

- 原爆協会、赤十字社、保社部が十分に協議した後、使用方案を準備中である。
- 改良すべき点として同支援基金を在韓原爆会員に一括して現金支給することは望ましくなく、会員治療費、福祉センター設立等を検討している。

3-(2) 一括支援の可否

- 大統領訪日で合意された 40 億円規模は原爆協会と保社部においては可能な限り年次的支援でない一時金として確保されることを強く希望している。
- 年次的支援である場合は、可能な限り 2～3 年以内にすることを希望する。